

栄区制 30 周年記念事業の実施体制について

平成 28 年 11 月に栄区制 30 周年を迎えます。栄区誕生からの 30 年の歴史を振り返ることや栄区の魅力の再発見を通して、区民の皆様、こどもたち、関係機関の方々とご一緒にお祝いし、これからの明るい未来につなげてまいりたいと考えております。

1 実施体制

(1) 体制の考え方

日頃から区内で活動する多くの区民の皆様がそれぞれの活動を通じて区制 30 周年記念事業の主体となり、区民参加の拡大と一体感の醸成の推進役となっていただきたく栄区制 30 周年事業実行委員会を設立し、記念事業を進めてまいります。

(2) 委員構成の考え方

区民まつり実行委員会や区制 20 周年記念事業実行委員会の構成をもとに、区制 30 周年記念事業や関連事業となりうる事業を計画または実施している各地区連合町内会をはじめとした地域や各種団体、企業等の代表者の皆様に委員の就任を依頼いたします。

(3) 委員構成（案）

別紙参照

(4) 第 1 回実行委員会

平成 27 年 3 月 8 日（日）13 時から 14 時 栄区役所新館 4 階 8 号会議室

2 実施に向けた庁内の体制

(1) 推進会議

区役所内に区長を議長とした推進会議を設置し、事業の推進を図ります。

(2) プロジェクトチーム

職員や外部識者等によるプロジェクトチームを組織し、事業全体のコンセプトやテーマ、スケジュール等の策定を行います。

(3) 分科会

賑わい、プロモーション、総務、こどもの分科会を設置し、分野ごとに事業実施に向けた調整業務を行います。

3 区制 30 周年記念事業イメージ

期 間：平成 27 年 10 月～平成 29 年 3 月までの 500 日間

事 業：30 の記念事業と各種関連事業

平成 27 年 10 月 セーフコミュニティフォーラムにてオープニングイベント

平成 29 年 3 月 クロージングイベント

事業主体：栄区制 30 周年記念事業実行委員会及び各地区連合町内会をはじめとする自治会町内会、各種団体・企業など既存事業の実施主体